平成２５年（フ）第２１８７号
札幌市厚別区厚別南１丁目４番21号　ツインコートＢ403号
破産者　佐藤　隆哉
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２９号
札幌市厚別区厚別南４丁目２番７号
破産者　新木　力太
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５９号
札幌市東区本町２条７丁目５番７号　コーポイースト３号
破産者　澤野　巨城
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７７号
川崎市中原区宮内４丁目32番３号　山陽マンション101、前住所川崎市中原区新城中町11番５号
破産者　小池　隆一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
川崎市中原区宮内４丁目32番３号　山陽マンション101、前住所川崎市中原区新城中町11番５号
破産者　小池　節子
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
川崎市高津区千年515番地１　クラール201、前住所川崎市中原区新城中町14番22号メゾンＹＡＢＡ301
破産者　小池　　治
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
川崎市中原区新城中町８番26―503　ムサシホームズ
破産者　小池　文夫
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
長野県東御市和6314番地１
破産者　松木　義信
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８４号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
破産者　石井　園枝
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第９０号
岐阜県美濃加茂市太田本町４丁目７番２号、前住所岐阜県美濃加茂市加茂川町３丁目２番７号
破産者　兼松土建こと　兼松　直司
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３２０号
名古屋市港区春田野３丁目902番地の１　メゾン二村Ⅱ403号
破産者　荒田　浩伸
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７７号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘３棟204号
破産者　いろは寿しこと　沖田　丈一
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９２号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ―１棟404号
破産者　横井　五月
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１４号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ―１棟404号
破産者　横井　公一（旧姓深谷）
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７６号
大阪府岸和田市三田町581番地の６
破産者　近畿建材こと　菅本　　巧
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２号
島根県出雲市湖陵町大池1772番地３
破産者　石飛　佳恵
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第４５号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本218番地、旧住所徳島県美馬市脇町馬木894番地１
破産者　藤村　泰将
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第６５２号
熊本県菊池郡菊陽町光の森２丁目25番地１　グレイスフル光の森301号、前住所熊本市北区清水岩倉２丁目７番55号
破産者　松野　靖弘
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係